

基 発 1212 第 1 号
職 発 1212 第 1 号
平成 30 年 12 月 12 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)
職業安定局長
(公 印 省 略)

「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

平成30年北海道胆振東部地震による被害に対する労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）並びに障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成30年10月17日付け基発1017第4号・職発1017第3号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第411号）が公布され、同日から施行されることとなった。

その内容は下記のとおりであるので、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

また、障害者雇用納付金関係については、別添のとおり、本日付けで独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛てに通知しているところであり、事業主から照会があった際には、下記の内容を説明した上で、必要に応じて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう事業主に伝達いただきたい。

記

- 1 延長通知記の1（4）の「指定地域」に掲げる指定地域に所在地を有する

事業場の事業主若しくは平成30年9月6日において指定地域にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合（以下「特定事務組合」という。）又は特定事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に係る労働保険料等及び指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金に係る延長後の納期限等は次のとおりであること。

次の表に掲げる地域において、平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限等は、同月31日までとすること。

都道府県名	地 域
北 海 道	勇払郡厚真町、 勇払郡安平町、 勇払郡むかわ町

2 個別の申請による納付猶予

- (1) 1の延長後の納期限等到来後においても、一定の要件に該当すれば、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第30条及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条の規定によりその例によることとされている国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙2「被災された事業主のみなさまへ」及び別紙3「事業主の皆様へ」を各都道府県労働局ホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。
- (2) 指定地域外の事業主であっても、延長通知記の2の「個別の申請による労働保険料等の納付猶予措置」に記載のとおり一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙2及び別紙3により周知を図ること。

○厚生労働省告示第四百十一号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八
 十三條、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 第百三十七條、厚生年金保険法（昭和二十九年法

律第百十五号）第八十九條（厚生年金保険の保険
 給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平
 成十九年法律第百三十一号。以下「厚生年金特例
 法」という。第二条第八項又は子ども・子育て支
 援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一條
 第一項の規定によりその例によることとされる場
 合を含む）、障害者の雇用の促進等に関する法律
 （昭和三十五年法律第百二十三号）第六十二條及
 び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和
 四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という）
 第三十條（失業保険法及び労働者災害補償保険法
 の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴
 収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等
 に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号。以
 下「整備法」という）第十九條第三項又は石綿に
 よる健康被害の救済に関する法律（平成十八年法
 律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という）
 第三十八條第一項の規定により準用される場合を
 含む）の規定によりその例によることとされる国
 税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第十一
 條及び国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百
 三十五号）第三條第一項の規定に基づき、北海道
 の一部の地域における社会保険料及び労働保険料
 等に関する納期限等を延長する件（平成三十年厚
 生労働省告示第百六十二号）において別途厚生
 労働省告示で定めることとされている期日であつ
 て、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法（公
 的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚
 生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十
 五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年
 金等改正法」という）附則第五條第一項の規定に
 よりなおその効力を有するものとされた平成二十
 五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前
 の厚生年金保険法を含む）、厚生年金特例法（平
 成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一條第
 一項及び第二項の規定によりなおその効力を有す
 るものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附
 則第百四十條の規定による改正前の厚生年金特例
 法を含む）及び子ども・子育て支援法に基づく納
 付又は徴収に関する期限のうち、次に掲げる地域
 に所在地を有する事業所又は事務所（健康保険法
 に基づく期限については、全国健康保険協会の管
 掌する健康保険の適用を受ける事業所又は事務所
 に限る。）の事業主、当該地域に住所又は主たる
 事務所の所在地を有する船舶所有者（船員保険法
 第三條に規定する場合においては、同條の規定に
 より船舶所有者の規定が適用される者）、当該地
 域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年

厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する
 存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚
 生年金保険法附則第四條の三第一項の規定による
 被保険者（同條第七項ただし書に規定する事業主
 の同意がない者に限る。）及び国民年金法等の一部
 を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附
 則第五條第十三号に規定する第四種被保険者並び
 に当該地域に住所若しくは事業所若しくは事務
 所の所在地を有する厚生年金特例法第二條第一項
 に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有
 する同條第三項に規定する役員に係るもの、障害
 者の雇用の促進等に関する法律第三章第二節第二
 款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に
 関する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所
 在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整
 備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提
 出、納付又は徴収に関する期限のうち、当該地域
 に所在地を有する事業場の事業主若しくは平成三
 十年九月六日において、労働保険事務組合であつ
 て当該地域にその主たる事務所の所在地を有する
 もの（以下「特定事務組合」という。）に労働保険
 事務を委託している事業主又は特定事務組合に係
 るもので、その期限が同日から平成三十一年一月
 三十日までの間に到来するものについて、同月三
 十一日とする。

平成三十年十二月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

都道府県名	地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

1. 労働保険料・一般拠出金の申告・納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告・納付について、期限を延長していましたが、その申告・納期限については、以下のとおり決定されました。

【対象地域】

北海道 勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町

【延長後の申告・納期限】

平成31年1月31日（木）

【対象となる労働保険料など】

平成30年9月6日から平成31年1月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※ 申告の手続は、上記申告期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。

2. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。

【対象地域】 すべての地域で申請可能

【要件】 事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]にお尋ねください。

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年9月6日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

北海道 勇払郡厚真町
勇払郡安平町
勇払郡むかわ町

○納期限等

平成31年1月31日

※ 督促状の指定期限が平成30年9月6日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

平成30年 月 日

【お問い合わせ先】

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL. 043-297-9650

【別添】

職 発 1 2 1 2 第 2 号
平成 30 年 12 月 12 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)

「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について（障害者雇用納付金の納期限等関係）

平成30年北海道胆振東部地震による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納期限等」という。）の延長措置については、「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成30年10月17日付け職発1017第3号）により通知したところであるが、本日、別紙1のとおり、「北海道の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成30年厚生労働省告示第411号）が公布され、同日から施行されることになった。

その内容は下記1のとおりであるので、下記2の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たって遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 次の表に掲げる地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金について、平成30年9月6日から平成31年1月30日までの間にその期限が到来するものの延長後の納期限は、同月31日までとすること。

都道府県名	地 域
北 海 道	勇払郡厚真町、 勇払郡安平町、 勇払郡むかわ町

2 個別の申請による納付猶予

- (1) 上記1による延長後の納期限到来後においても、一定の要件に該当すれば、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第62条の規定によりその例によることとされている国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条の規定に基づき、個別の申請による納付猶予を行うことができる。別紙2「事業主の皆様へ」をホームページに掲載するなどにより周知を図るとともに、事業主からの相談に丁寧に応じるなど、適切に対応すること。

【別添】

- (2) 1に掲げる地域外の事業主であっても、国税通則法第46条の規定に基づき、一定の要件に該当すれば、納付猶予措置の対象となる。必要に応じ、別紙2により周知を図ること。

○厚生労働省告示第四百十一号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第八
 十三條、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
 第一百三十七條、厚生年金保険法(昭和二十九年法

律第百十五号) 第八十九條(厚生年金保険の保險給付及び保險料の納付の特例等)に關する法律(平成十九年法律第百三十一号) 以下「厚生年金特例法」という。第二條第八項又は子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第七十一條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)、障害者の雇用の促進等に關する法律(昭和三十五年法律第百二十三号) 第六十二條及び労働保險の保險料の徴収等に關する法律(昭和四十四年法律第八十四号) 以下「徴収法」という。第三十條(失業保險法及び労働者災害補償保險法の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律(昭和四十四年法律第八十五号) 以下「整備法」という。第十九條第三項又は石綿による健康被害の救済に關する法律(平成十八年法律第四号) 以下「石綿健康被害救済法」という。第三十八條第一項の規定により準用される場合を含む。の規定によりその例によることとされる国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号) 第十一條及び国税通則法施行令(昭和三十七年政令第百三十五号) 第三條第一項の規定に基づき、北海道の一部の地域における社会保險料及び労働保險料等に關する納期限等を延長する件(平成三十年厚生労働省告示第百六十二号) において別途厚生労働省告示で定めることとされている期日であつて、健康保險法、船員保險法、厚生年金保險法(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保險法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) 以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という) 附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一條の規定による改正前の厚生年金保險法を含む。)、厚生年金特例法(平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十一條第一項及び第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法附則第百四十條の規定による改正前の厚生年金特例法を含む。及び子ども・子育て支援法に基づく納付又は徴収に關する期限のうち、次に掲げる地域に所在地を有する事業所又は事務所(健康保險法に基づく期限については、全国健康保險協会の管掌する健康保險の適用を受ける事業所又は事務所に限る。))の事業主、当該地域に住所地又は主たる事務所の所在地を有する船舶所有者(船員保險法第三條に規定する場合においては、同條の規定により船舶所有者の規定が適用される者)、当該地域に主たる事務所の所在地を有する平成二十五年

厚生年金等改正法附則第三條第十一号に規定する存続厚生年金基金、当該地域に住所を有する厚生年金保險法附則第四條の三第一項の規定による被保險者(同條第七項ただし書に規定する事業主の同意がない者に限る。及び国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第五條第十三号に規定する第四種被保險者並びに当該地域に住所を有する厚生年金特例法第二條第一項に規定する対象事業主又は当該地域に住所を有する同條第三項に規定する役員に係るもの、障害者の雇用の促進等に關する法律第三章第二節第二款の規定に基づく申告書の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、当該地域に主たる事務所の所在地を有する事業主に係るもの並びに徴収法、整備法及び石綿健康被害救済法に基づく申告書の提出、納付又は徴収に關する期限のうち、当該地域に住所を有する事業場の事業主若しくは平成三十年九月六日において、労働保險事務組合であつて当該地域にその主たる事務所の所在地を有するもの(以下「特定事務組合」という。)に労働保險事務を委託している事業主又は特定事務組合に係るもので、その期限が同日から平成三十一年一月三十日までの間に到来するものについて、同月三十一日とする。

平成三十年十二月十二日

厚生労働大臣 根本 匠

都道府県名	地 域
北海道	勇払郡厚真町 勇払郡安平町 勇払郡むかわ町

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

平成30年北海道胆振東部地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②平成30年9月6日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

北海道 勇払郡厚真町
勇払郡安平町
勇払郡むかわ町

○納期限等

平成31年1月31日

※ 督促状の指定期限が平成30年9月6日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

平成30年 月 日

【お問い合わせ先】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課
TEL. 043-297-9650